



平成 29 年 11 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
代表者名 執行役員 峯村 悠吾
(コード番号 3298)

資産運用会社名
インベスコ・グローバル・リアルエステート・
アジアパシフィック・インク
代表者名 日本における代表者 辻 泰幸
問合せ先 ポートフォリオマネジメント課 甲 斐 浩 登
TEL. 03-6447-3395

資産運用会社における運用ガイドラインの一部変更に関するお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、平成30年1月10日に開催予定の本投資法人の投資主総会において規約一部変更に係る議案（注）が可決されることを停止条件として、本投資法人の資産運用に係る運用ガイドライン（以下「運用ガイドライン」といいます。）を一部変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注） 当該議案の詳細については、本日付「規約変更及び役員を選任に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 変更の趣旨・経緯

本投資法人の規約において、不動産関連ローン等資産（上記変更後の規約で定義します。以下同じです。）を新たに投資対象資産に追加する変更を行うことに伴い、必要となる規定を整備するものです。

2. 運用ガイドラインの主な変更内容

収益獲得機会の多様化による中長期的な安定的収益の確保に資することを目的として、総資産の5%以下の範囲内において、不動産関連ローン等資産についても、厳選して投資を行うことができるものといたしました。但し、不動産関連ローン等資産への投資は、不動産関連ローン等金銭債権（上記変更後の規約で定義します。）の元利金の弁済が確実に履行される見込みがあり、かつ、その担保又は裏付け資産となる不動産その他の資産が本投資法人の投資基準に合致すると判断されるものに限るものとします。

3. 運用ガイドラインの変更日

平成30年1月10日（予定）

但し、同日開催予定の投資主総会において、規約一部変更に係る議案が可決されることを停止条件とします。

4. 今後の見通し

上記の運用ガイドラインの一部変更による本投資法人の業績への影響はありません。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invesco-reit.co.jp/>

別紙 運用ガイドライン新旧対照表（抜粋）

運用ガイドラインの変更箇所は下表のとおりです。なお、変更前、変更後ともに、変更箇所（下線部）を中心に記載しており、それ以外の規定に関しては記載を省略しております。

現行運用ガイドライン	変更案
<p>第2条 投資・運用方針 1.乃至4.（記載省略）</p>	<p>第2条 投資・運用方針 1.乃至4.（記載省略） <u>5. 不動産関連ローン等資産への投資</u> 本投資法人は、収益獲得機会の多様化により中長期的な安定的収益の確保に資することを目的として、<u>総資産の5%以下の範囲内において、不動産関連ローン等資産（規約で定義する。以下同じ。）にも厳選して投資を行うことができるものとする。但し、不動産関連ローン等資産への投資は、不動産関連ローン等金銭債権（規約で定義する。）の元利金の弁済が確実に履行される見込みがあり、かつ、その担保又は裏付け資産となる不動産その他の資産が本投資法人の投資基準に合致すると判断されるものに限るものとする。</u></p>
<p>付則 本ガイドラインは、2014年4月9日から実施する。 本ガイドラインは、<u>2017年1月31日</u>に改定する。</p>	<p>付則 本ガイドラインは、2014年4月9日から実施する。 本ガイドラインは、<u>2018年1月10日</u>に改定する。</p>